

答 申 情 第 1 7 5 号  
令 和 6 年 3 月 2 2 日

京 都 市 長     様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長    北 村    和 生  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年10月28日付け都住管第1680号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

#### 記

特定人の市営住宅入居申込み以降に作成、取得した文書の公文書公開請求拒否決定事案（諮問情第219号）



## 1 審査会の結論

処分庁が行った公文書公開請求拒否決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年8月6日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「■■市営住宅■棟■号室について、京都市都市計画局住宅室住宅管理課が取得、若しくは、作成した文書 但し、●●が入居申込みをした時からのものに限る。」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

- (2) 処分庁は、本件請求に対して、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年8月21日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第9条第1項に該当

当該文書の存否を答えること自体が、請求書に記載された個人に係る市営住宅への入居の有無が分かることになり、条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに関する非公開情報を公開することになるので、請求対象文書の存否を答えることができないが、仮にあるとしても、条例第7条第1号により非公開情報に該当するため。

- (3) 審査請求人は、令和2年10月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求について

公文書公開請求においては、請求者が誰であるのかを問わず、個別的な事情によって判断が左右されるものでもなく、一律に判断されるべきである。審査請求人は本件請求において、●●と親子関係にあるとしたうえで、本件請求を行っているが、その点は考慮すべきものではない。そして、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることは、特定の個人に関する市営住宅の入居の有無の事実が明らかになることとなり、条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに関する非公開情報を公開することになる。

- (2) 審査請求人による本件審査請求の理由について

審査請求人の審査請求理由としては、本件処分における公文書公開請求拒否決定通知に記載されている「公開請求を拒否する理由」について、条例第7条第1号及び第9条第1号本文に該当せず、

本件処分を取り消すようにという主張であると解される。

主張内容の概要としては、①京都市住宅供給公社が■■市営住宅■棟■号室（以下「当該住戸」という。）の郵便受けに●●と表示しており、●●が当該住戸に入居していることを公知の事実としている。そのため、公知の事実としたのは●●ではなく、京都市住宅供給公社であり、条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに関する非公開情報及び条例第9条第1項に規定する本件処分の理由に該当しない、②本件請求に係る公文書内容の中には、条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに該当しない情報（例えば入居者全てに共通する情報）等が存在すると考えられるため、本件処分は不当であり、一部公開決定を行うべきであるの2点である。

(3) 本件処分の妥当性及びその理由について

審査請求人は本件請求において、当該住戸に係る●●の入居申込時からの処分庁（担当 都市計画局住宅室住宅管理課）が取得及び作成した文書について請求している。上記(1)でも述べたように、本件請求に係る文書の存否を明らかにするだけで、本件請求内容に列挙されている●●の市営住宅への入居の有無が明らかになるものである。

次に、上記(2)における審査請求人の主張①については、京都市住宅供給公社が郵便受けに氏名を表示した事実はない。

また、主張②については、仮に入居者全てに共通する情報があつたとしても、本件請求に対する当該文書の存在を明らかにすることは、特定の個人の入居の事実を明らかにし、条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに関する非公開情報を公開することになる。

これらのことから、本件請求に対しては、条例第9条第1項に該当（当該文書の存否を答えること自体で、請求書に記載された個人に係る市営住宅への入居の有無が分かることになり、条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに関する非公開情報を公開することになる。）することとなるため、本件請求を拒否したものである。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 実施機関は、処分の理由として、「当該文書の存否を答えること自体が、請求書に記載された個人にかかる市営住宅への入居の有無が分かることとなり、条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに関する非公開情報を公開することになるので、請求対象文書の存否を答えることができない」と摘示したが、●●が入居した当時、京都市住宅供給公社が条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに関する非公開情報に該当しないと判断して、●●の意思に無関係に郵便受けに既に●●と表示しており、「請求書に記載された個人にかかる市営住宅への入居」について公知の事実となっている。

(2) 仮に「請求書に記載された個人にかかる市営住宅への入居の有無が分かることとなり、条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに関する非公開情報を公開することとなる」のであれば、京都市住宅供給公社が郵便受けに表示した行為自体、条例第7条第1号の規定に反する行為であり、損害賠償請求の理由となる。

(3) したがって、実施機関が処分において条例9条の規定により公文書の存否を明らかにしないで本

件請求を拒否したことは不当であり、処分を取消し、公開決定等を行うべきである。

- (4) 実施機関は、処分の理由として、「仮にあるとしても、条例第7条第1号により非公開情報に該当するため」と摘示した。しかし、当然ながら●●を特定する情報（氏名、住所、電話番号、印影、口座情報、等々）及びその他個人を特定する情報等は条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに関する非公開情報に該当するが、例えば、入居者全てに共通する情報については条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が請求拒否決定処分において、条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに該当するとして公文書を特定しなかったことは不当である。

## 6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人は、特定の市営住宅の居室に関し、特定個人が入居した以降に処分庁が作成又は取得した文書の公開を求めている。

- (2) 公文書公開請求拒否決定処分について

公文書公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、条例第9条第1項は、当該公文書の存否を明らかにしただけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合に限り、例外として公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨を定めている。

当該規定の適用にあたっては、公開請求の対象となる公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を、条例第7条各号の規定の趣旨に照らして、具体的かつ客観的に判断しなければならない、通常の公開決定等により対応できる場合にまで拡大解釈されることのないよう、特に慎重な判断が求められる。

そのため、請求拒否を行うには、公文書の有無を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が明らかになること及び当該事実が条例第7条各号のいずれかに該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

- (3) 本件処分について

ア 処分庁は、本件請求に対し文書の有無を答えるだけで、特定の個人に関する市営住宅の入居の有無の事実が明らかになることから、条例第7条第1号に規定する個人のプライバシーに関する非公開情報を公開することになると主張する。

イ 一方、審査請求人は、請求書に記載した個人の氏名が入居時に郵便受けに表示されていたことから当該個人が当該市営住宅に入居していることは公知の事実となっており、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当せず、本件処分は不当であると主張する。

ウ 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公

開されてプライバシーが侵害されることのないよう、「個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」について、非公開とすることを定めたものである。なお、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

エ 本件請求は、特定の個人の氏名、市営住宅の名称、棟及び部屋番号を明示したうえで請求されていることから、処分庁が本件請求に係る公文書の有無を答えることによって、名指しされた当該個人が特定の市営住宅の特定の住戸に居住している事実の有無が明らかとなる。また、個人の居住に係る情報は、個人の生活状況等を明らかにする情報であることから、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当すると認められ、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するものである。

審査請求人は、郵便受けに氏名の表示があったことをもって当該個人の入居については公知の事実であるから条例第7条第1号に該当しないと主張するが、仮に入居時にそのような状態にあったとしても、本件請求時点において、当該個人の入居に係る情報が何人でも知り得る状態に置かれているとは認められない。

オ したがって、当審査会としては、本件請求は、公開請求の対象となる公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1号の規定により保護されるべき利益が損なわれると認められるため、処分庁が本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

なお、審査請求人は、その他にも主張するが、上記判断を左右するものではない。

#### (4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和2年10月28日 諮問

12月 3日 諮問庁からの弁明書の提出

令和5年11月21日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第7回会議）

12月22日 審議（令和5年度第8回会議）

令和6年 1月23日 審議（令和5年度第9回会議）

2月22日 審議（令和5年度第10回会議）

3月22日 審議（令和5年度第11回会議）

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第2項に基づく提出書類等の閲覧について審査請求人から申立てがあったが、対象となる提出書類等はなかった。

※ 審査請求人は、京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第1項に基づき口頭での意見陳述を希望したので、その機会を2度設けたが、いずれも出席がなかった。また、口頭意見陳述の出席が難しい場合には、出席に替えて書面による意見の提出も可能である旨を当審査会から提案したが、書面による意見の提出も期限までになかった。当審査会は、本件審査請求について審査請求人の口頭による意見陳述を経なくても十分な審議が可能であると判断し、実施しないこととした。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）